

2018年(平成30年)6月8日

特定非営利活動法人

消費者機構日本

代表理事 佐々木幸孝 殿

東京都渋谷区恵比寿南 1-2-10-706

株式会社アルシェ

代表取締役 鈴木 秀 行

回 答 書

前略 当社は貴法人からの2018年(平成30年)4月26日付「申入れ・要請・問合せ書」について下記のとおり回答します。

記

- 1 貴法人は「この度、消費者より当機構に対し、貴社とのアダルトビデオ出演のためにする契約に関する情報提供がありました」ということで、当社に対し「申入れ・要請・問合せ」をされていますが、その肝心の情報の内容が当社に対し具体的に知らされず、そのためか「申入れ・要請・問合せ」の内容も具体性を欠き、一般的であり、そのため当社としては貴法人からの「申入れ・要請・問合せ」につきましても具体的なケースとして詳細な回答が出来ません。
- 2 したがって、当社は貴法人がその前提事実とされている当該消費者からの情報の真偽を当社が確認出来、かつ具体的・個別的に回答できるよう①当該消費者の芸名、同人からの情報について②いつのことか、③その内容はいかなることなのか

を特定出来る程度明らかにするよう求めます。

- 3 又、貴法人は「消費者契約法第23条4項に基づき、本申入れ等の内容と結果を消費者庁に報告します」と述べていますが、同条同項は貴法人が当社に「差し止め請求権を行使」等をしたときにその報告義務があることを定めたものです。又、貴法人はさらに「消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります」とも述べていますが、同条は同庁が前記「差し止め請求」についての「判決」の報告を受けたときのものです。

このような誤った記述を平然とされる貴法人の活動内容について当社は疑惑を有しています。

- 4 ところで、貴法人は当社に対する「申入れ事項」に、①消費者の退去妨害、②「絶対ばれない」などの不実告知をあげていますが、当社にはいずれもそのような事実は存在しません。

他社はいざ知らず、当社においては、いかなるAV女優も本人自身の自由意思でAV女優になり、AV出演を決定しています。そして、AV出演すれば「顔ばれ」「身ばれ」になることは誰がどう考えても当たり前のことです。しかも撮影すればAV商品として市場に広く流通するのに当社が「絶対ばれない」などそんな子ども騙しのような話をするわけがないのです。

- 5 貴法人は当社がNG項目についても現場でAV女優にその種の演技を求めているかのような主張をされています。

しかし、AV作品も予め脚本に沿い、ストーリーやシーンごとに決められた演技をし、そのための小道具、衣装、メイクなども揃えられ、しかもAV女優は監督やプロデューサーとよく打ち合わせをした上で撮影に入っており、NG項目の演技をAV女優にその場で突然強制するようなことは当社についてはありません。

- 6 契約書の消費者への交付についても、当社がそれを本人に渡すことを拒む理由は全くありません。これはAV女優の方が親に知られると困るとか、同じ部屋に同居

している友達に見られる心配があるからとの理由で、本人が希望して当社が預かっているだけです。

7 ところで、貴法人は何らの法的権限もないにも拘わらず、当社にとり営業上重要事項についても回答するのが当たり前の如く行政機関でもしないような高圧的姿勢で質問されていますが、これは一民間団体にあるまじき態度として許されることではありません。

しかも、貴法人は当社のような一プロダクションに対し消費者から寄せられた一方的情報に基づいて「申入れ・要請・問合せ」を当社に郵送したというだけのさしてニュースバリューもない事実を朝日新聞の某記者に取材させ、その結果、同紙及びネット上に実名で報道されるという事態に及び、当社は業界における信用を失墜し、今後の営業活動に大きな不利益を生じる可能性が出てきました。

したがって、今後、事実誤認や歪曲を含む消費者からの一方的な情報とマスコミを利用したような貴法人の活動により当社に容認出来ない損害が発生する状況になれば、当社はかかる貴法人の欺計による業務妨害に対して法的措置も検討せざるを得ません。

8 最後に、当社は今後も貴法人が主張されているような①退去妨害②不実告知による勧誘はせず、又、③NG項目を厳守④理由のない契約書の預かりはせず⑤AV女優の人格と自由意思を尊重していく所存であることはいささかも変わりありません。

以上